

広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の申請期限の延長について

1 要旨

県内中小企業等の雇用調整助成金等の活用を促進し、雇用維持を図ることを目的とした「広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金」について、雇用調整助成金等の特例措置の延長に対応するため、申請期限を現行の「令和3年12月末まで」から「令和4年2月末まで」に延長する。

2 現状

雇用調整助成金等特例措置は、本年11月まで現行の助成率・上限額を維持することが決定されており、12月以降の助成内容は、10月中に改めて公表される予定（R3.8.17厚生労働省公表）

		～4月	5月～11月
中小企業	原則的な措置	助成率 4/5 (10/10) 上限額 15,000円	助成率 4/5 (9/10) 上限額 13,500円
	地域特例 業況特例	—	助成率 4/5 (10/10) 上限額 15,000円
大企業	原則的な措置	助成率 2/3 (3/4) 上限額 15,000円	助成率 2/3 (3/4) 上限額 13,500円
	地域特例 業況特例	助成率 4/5 (10/10) 上限額 15,000円	助成率 4/5 (10/10) 上限額 15,000円

※ 括弧書きの助成率は、解雇等を行わない場合

3 広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の概要

(1) 対象者

県内の中小企業者

(2) 事業内容

- 対象経費： 雇用調整助成金等の申請等に要する社会保険労務士への報酬
- 補助金額： 補助率 10/10, 上限 10万円（1事業者1回限り）
- 実施主体： 市域事業者は各市，町域事業者は県が補助
- 申請件数： 3,441件（R2年6月～R3年8月15日計）

(3) 予算（国庫：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）

- 令和3年度繰越予算額： 576百万円

(4) 今後の対応

引き続き、雇用調整助成金等特例措置及び県補助金の制度周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置の更なる延長を国に対し要望していく。